

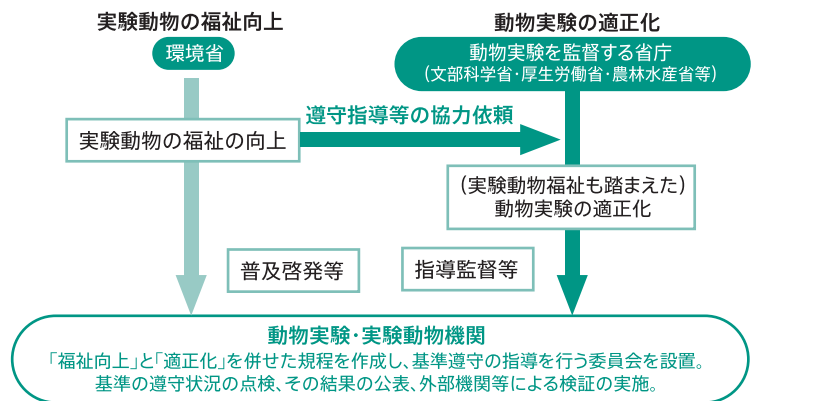
実験動物の適正な飼養保管等を推進するために

～実験動物の飼養保管等基準が改正されました～

「実験動物の飼養保管」と「動物実験」の適正化の仕組み

実験動物を取り巻く環境がより良いものになるためには、実験動物の飼養保管等の適正化だけでなく、あわせて科学研究である動物実験の適正化も行われることが重要です。「実験動物の飼養保管等の適正化」のための措置については、環境省が動物愛護管理法に基づいて規定しています。一方、「動物実験の適正化」のための措置については、動物実験に関係する省庁が動物実験に関係する各種法令等に基づいて規定しています。特に文部科学省、厚生労働省及び農林水産省においては、動物実験がより適正に行われるようにするために、動物実験等の実施に関する基本指針を策定しているとともに、日本学術会議では、関係省庁の依頼や協力を受けて、動物実験等の実施に関する詳細かつ統一的内容のガイドラインである「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定しています。このように、わが国における動物実験の適正化や実験動物の飼養保管等の適正化については、関係省庁等がそれぞれに役割分担をしながら行われる仕組みとなっています。

動物実験・実験動物行政のしくみ



研究機関等における動物実験等の実施に関するガイドライン

- ◎実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(環境省、平成18年4月28日)
 - ◎研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省、平成18年6月1日)
 - ◎厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針(厚生労働省、平成18年6月1日)
 - ◎農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(農林水産省、平成18年6月1日)
 - ◎動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(日本学術会議、平成18年6月1日)*
- *関係省庁の依頼・協力等を受けて策定された詳細かつ統一的内容のガイドライン

1 実験動物の飼養保管等基準の改正

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)が改正されたこと等を踏まえ、平成25年9月、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管等基準」という。)が改正され、以下の内容が追記されました。

- ①実験動物及び飼養施設を管理する者は、定期的に当該基準や基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。
- ②点検結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。
- ③飼養及び保管の方法として、適切な給餌・給水に加え、必要な健康の管理及び動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保を行うこと。

2 動物愛護管理法と実験動物

動物愛護管理法は、「人と動物の共生する社会の実現」を目的とし、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識して適正に取り扱う旨を規定した基本原則や、動物の健康や安全の確保及び人への危害や迷惑の防止、感染症に関する知識の習得と予防、所有者の明示措置といった飼養者の責務に関する規定、特定動物(危険な動物)の飼養規制、虐待や遺棄等に対する罰則等が定められています。

これらの規定の一部は、実験動物にも適用され、実験動物の飼養保管等に当たっては、基本原則や飼養者の責務に関する規定を遵守するとともに、動物愛護管理法に基づき環境大臣により策定されている、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号。以下「殺処分方法指針」という。)」による必要があります。

動物愛護管理法の目的と対象動物

目的

1. 動物の愛護
2. 動物の適切な管理(危害や迷惑の防止等)

対象動物

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物等の人が飼養する動物